

財政制度等審議会 財政投融资分科会
編成上の論点

株式会社日本政策投資銀行

平成 27 年 10 月 29 日
財務省理財局

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

[平成 28 年度要求の概要]

(単位：億円)

区 分	28 年度 要求額 (A)	27 年度 計画額 (B)	増減(△)額 (=A-B)
事業規模	23,300	22,300	1,000
財政投融资①	8,150	7,150	1,000
財政融資	3,500	3,000	500
産業投資	650	650	—
政府保証	4,000	3,500	500
自己資金等②	15,150	15,150	—
財投機関債	4,000	4,000	—
再計 (①+②)	23,300	22,300	1,000

[編成上の論点]

論点

28 年度財投要求は、27 年 5 月の法改正の方向性等を踏まえた妥当なものとなっているか、以下の点を踏まえて検討が必要。

①危機対応業務（法定業務）

「復興・創生期間」（平成 28 年度～32 年度）における危機対応業務のあり方

②特定投資業務（法定業務）

特定投資業務の必要性や執行の見込み

③上記以外の業務（完全民営化後も“本業”として継続が想定される業務）

事業規模及びそれに対応するべき財政投融资の規模

編成上の論点

(機関名：株式会社日本政策投資銀行)

要求の内容	論 点
<p><28年度要求の概要></p> <p>1. 旺盛な資金需要や近年の実績等を踏まえ、事業規模 23,300 億円（対前年度+1,000 億円）を計上。</p> <p>2. 財政投融資は、8,150 億円（対前年度+1,000 億円）を要求。うち産業投資については、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に資する成長資金の供給を促進する観点から、特定投資業務の財源として出資金 650 億円（対前年度同額）を要求。</p>	<p>論点</p> <p>28 年度財投要求は、27 年 5 月の法改正の方向性等を踏まえた妥当なものとなっているか、以下の点を踏まえて検討が必要。</p> <p>①危機対応業務（法定業務） 「復興・創生期間」（平成 28 年度～32 年度）における危機対応業務のあり方</p> <p>②特定投資業務（法定業務） 特定投資業務の必要性や執行の見込み</p> <p>③上記以外の業務（完全民営化後も“本業”として継続が想定される業務） 事業規模及びそれに対応すべき財政投融資の規模</p> <p>【論点に対する考え方】</p> <p>○ 法改正の方向性等： 27 年 5 月の株式会社日本政策投資銀行法改正により、日本政策投資銀行（以下 DBJ）の業務として、危機対応業務及び特定投資業務が法定され（附則第 2 条の 7、附則第 2 条の 12）、これに併せて、政府による DBJ の株式保有義務が「当分の間」又は「業務を完了するまでの間」、措置されている（附則第 2 条の 8、附則第 2 条の 13）。</p> <p>同時に、同法の目的規定（第 1 条）は、「完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保し」とされたままであるほか、附則第 2 条は、「株式について、（中略）できる限り早期にその全部を処分する」とされているなど、完全民営化の方向性自体は引き続き維持されている。</p>

○ 上記の点を踏まえ、28年度財投要求は、以下（１）～（３）の観点から、妥当なものとなっているか精査が必要。

（参考１）株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年六月十三日法律第八十五号）〔抄〕

（目的）

第一条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、その完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、出資と融資を一体的に行う手法その他高度な金融上の手法を用いた業務を営むことにより日本政策投資銀行の長期の事業資金に係る投融資機能の根幹を維持し、もって長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とする株式会社とする。

（政府保有株式の処分）

附則第二条 政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第六条第二項の規定に基づき、その保有する会社の株式（次項及び附則第三条において「政府保有株式」という。）について、会社の目的の達成に与える影響及び市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、できる限り早期にその全部を処分するものとする。

2 （略）

（危機対応業務に係る株式の政府保有）

附則第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。）の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

附則第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(参考2)「株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案」の提案理由説明〔抜粋〕
内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機時における必要な資金供給を確保するとともに、地域活性化等につながる民間による成長資金の供給を促進することは重要な課題であります。政府は、こうした観点から、日本政策投資銀行について、完全民営化の方針を維持しつつ、その投融資機能を活用するため所要の施策を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

(1) 危機対応業務

東日本大震災対応が大部分を占めている危機対応業務については、最近では融資実行額が減少してきていること、また、平成28年度から平成32年度は「復興・創生期間」と位置づけられていることも踏まえて、適切な事業規模とする必要。

(参考3) 危機対応円滑化業務の事業規模の推移 (ツーステップローン)

(単位: 億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求
計画	30,000	134,000	38,000	46,920	27,320	20,320	12,320	10,320	9,670
実績	14,301 (10,603)	38,693 (20,507)	4,052 (2,275)	11,534 (9,585)	7,337 (5,907)	5,593 (5,000)	1,300 (1,130)	10 (-)	

注1: ツーステップローンは、日本政策金融公庫を通じた指定金融機関 (DBJ等) に対する貸付。

注2: 実績欄のカッコ書きの計数は、DBJの危機対応業務分。(27年度は上期の実績)

(2) 特定投資業務

特定投資業務については、『日本再興戦略』改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）では、「法改正により強化した株式会社日本政策投資銀行の成長資金供給機能の活用等も含めて成長資金供給の成功事例を積み上げることにより、民間資金の呼び水としてエクイティ資金等の供給を促す」とされており、28 年度においても、業務の趣旨及び実需を踏まえた事業規模とする必要。

(参考 4) 「日本再興戦略」改訂 2015（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）〔抜粋〕

一. 日本産業再興プラン

iv. 成長資金・リスクマネーの供給促進等

③民間資金を活用した中長期の成長資金の供給促進

(前略) 政府系金融機関の目利き能力や金融ノウハウも活用する。このため、例えば法改正により強化した株式会社日本政策投資銀行の成長資金供給機能の活用等も含めて成長資金供給の成功事例を積み上げることにより、民間資金の呼び水としてエクイティ資金等の供給を促すとともに民間の担い手育成を促進する。

(3) 上記以外の業務

上記以外の業務については、旺盛な資金需要も踏まえ、28 年度要求においては、事業規模の拡大（2 兆 2,300 億円（27 年度当初）→2 兆 3,300 億円（28 年度要求））に伴う財政投融资の増加が要求されているところ、上記の法改正の方向性（危機対応及び成長資金供給の観点からの DBJ の投融资機能の活用）及び完全民営化の明確な期限がなくなったことを踏まえて、当該要求の妥当性について精査が必要。

(参考5) DBJの事業規模の推移

(単位：億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求
計画	14,700	35,000	25,000	18,315	20,000	22,500	21,000	22,300	23,300
うち通常業務	14,700	35,000	25,000	18,315	20,000	22,500	21,000	21,000	22,000
特定投資業務								1,300	1,300
実績	13,348	17,424	18,891	19,685	20,617	24,433	24,312	11,500	

注1：21年度、23年度、24年度の計画は、補正後計画。

注2：27年度実績は上期の暫定値。指定金融機関として行う危機対応業務分(参考3)は上記に含めていない。

(参考6) DBJの財政投融资の推移 (当初計画)

(単位：億円)

区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求
財政融資	3,380	3,200	3,000	3,000	5,000	3,000	3,000	3,000	3,500
産業投資	-	-	-	-	-	-	-	650	650
政府保証	3,600	3,300	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	4,000
合計	6,980	6,500	6,500	6,500	8,500	6,500	6,500	7,150	8,150

「成長資金の供給促進に関する検討会 中間とりまとめ」(平成26年11月20日)〔抜粋〕

3. 成長資金供給促進の方向性

(3) 各成長資金の取り組みのあり方

② メザニン

(略)

現状では、金融機関、事業者双方においてメザニン・ファイナンスの使い方や設計方法が十分に普及しておらず、民間におけるメザニン・ファイナンスの担い手は限られている。そのため、政府系金融機関が、市場育成のための当面の措置として、ファンド等を活用して、大胆な事業の選択と集中を進める事業再編やノンコア事業の切り出しによる休眠技術の活用などの成長に資する企業の取り組みに対する支援を強化することが重要である。他方、中長期的には、民間が自立的にメザニン資金供給を担っていくべきであり、それまでの間、国は、銀行等の民間金融機関が、政府系金融機関や官民ファンド、PEファンドと協調して投融資を行うことによるメザニン市場の形成を支援していくほか、メザニン資産の証券化等の制度を整備して流動性を高め、金融商品としての活用を促したり、事業再生の過程で活用しやすいよう環境整備を図ることが必要である。

(略)

6. 官と民のあり方

(略)

民間金融機関が企業への融資判断を行い、資源が適切に配分されることにより、経済・産業が競争力あるものに誘導されていくことが原則である。ただし、ファンド、株式、メザニンといった分野について、市場が十分に機能するまでの間、官が一定の役割を果たすことが期待される。

官が資金を供給する際にも、むやみに規模を拡大するのではなく、あくまで民業補完の徹底、市場規律の尊重、民間とのリスクシェアを心掛けるべきである。そうした観点から、官の役割が民業圧迫となっていないか率直な議論ができるよう、官と関連する民との間で定期的な意見交換の場を設けることも意義がある。

(略)